

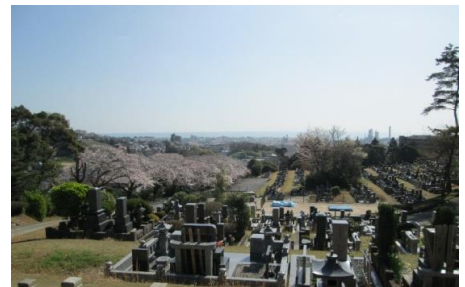
霊園使用者募集案内書

とうへいれいえん 日立市東平霊園

～太平洋を望む 春に桜咲く 緑豊かな霊園～

1 霊園の概要

- (1) 名称 日立市 とうへいれいえん 東平霊園
- (2) 所在地 日立市高鈴町1丁目2848番1
- (3) 区画数 879区画
- (4) 施設・設備 駐車場4ヶ所(35台)、トイレ1棟
水汲み場4ヶ所(手桶あり)



2 募集している区画

令和8年5月1日現在

種別	面積	募集区画数	霊園使用料		霊園管理料 (年)	仕様
			市内のかた	市外のかた		
第1種	12㎡	10基	1,200,000円	1,440,000円	12,600円	・土地のみです。 ・高さなどに制限があります。
第6種	6㎡	103基	600,000円	720,000円	6,300円	

- (1) 受付は、先着順になります。
- (2) 使用を希望する区画を自由に選択できます。現地を確認のうえ申込してください。
- (3) 霊園使用料には、墓碑等の設置費用は含まれておりません。
- (4) 霊園管理料は、1年分の金額です(使用料とは別途に納めていただきます。)。管理料は霊園の共有部分(通路、緑地等)の維持管理に使われ、納付は1年ごとになります。

3 申込者資格

- (1) 墓を必要としているかたであれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込みは、一世帯につき1通(1区画)のみです。二重申込み及び虚偽等の不正申込をされた場合は、無効となります。

4 申込みから使用までの流れ

<p>(1) 使用許可申請</p>	<p>平日 午前9時から 午後4時30分まで</p> <p>次の書類等を<u>環境推進課衛生管理係窓口</u>へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ①「霊園使用許可申請書」 …申請者の項目に記入してください。 …希望する区画は記入しないでください。 ▶ ②「住民票抄本」(日立市に住所のある方を除きます。) …本籍記載、申込日前1ヶ月以内に交付されたもの ▶ ③「切手140円分」 …郵送による霊園使用許可証の交付を希望する場合
<p>(2) 使用料・管理料 納付通知書の 発送</p>	<p>申込日の 翌月初旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 書類審査後、「使用予定者」となったかたに霊園使用料及び霊園管理料の納付通知書を郵送します。
<p>(3) 使用料・管理料 の納付</p>	<p>指定の 納付期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>納付通知書に記載された納付期限までに、お近くの銀行、市民課、各支所のいずれかで納付してください。</u> ①霊園使用料及び霊園管理料の領収書は、霊園使用許可証の交付の際必要となりますので、大切に保管してください。 ②納付期限までに霊園使用料及び霊園管理料を納付しないときは、使用を辞退したものと取り扱います。(辞退される場合は、所定の辞退届に署名・捺印をしていただきます。)
<p>(4) 霊園使用許可証 の交付</p>	<p>申込翌月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 霊園使用料及び霊園管理料を納付されたかたに「霊園使用許可証」を交付します。 時 間：午前9時から午後4時30分まで (休日は交付できません。) 場 所：日立市役所 環境推進課 衛生管理係 ①窓口交付の際、霊園使用料及び霊園管理料の領収書を提示していただきます。 ②(1)の手続きで郵送による交付を希望されているかたには郵送します。
<p>(5) 霊園の使用開始</p>	<p>霊園使用 許可証の 交付日</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 許可証が交付された日から使用開始となります。 使用開始日前には、墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵はできません。

5 霊園管理料の納入方法について

翌年度からの霊園管理料の納付方法については、下記の二つの方法がありますので、どちらかの方法をお選びください。

(1) 口座振替による納入

「市税等預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、口座を開設している各金融機関に提出してください。 *利用できる金融機関は依頼書をご覧ください。

(2) 納入通知書による現金での納付

市から送付する納入通知書により、現金で金融機関、市役所市民課、各支所で納入します。

6 霊園使用上の注意

(1) 納付された墓所使用料は、原則として返還しません。ただし、許可を受けた使用開始の日から3年以内に墓所を使用しなくなったときは墓所使用料の半額、3年を超え10年以内に墓所を使用しなくなったときは4分の1の額を返還します（下記のいずれにも該当する場合に限ります）。

(①墓所を現状に回復すること。②墓碑等を設置したことがないこと。③焼骨を埋蔵したことがないこと。)

(2) 霊園を使用しなくなった場合は、未使用月数分の霊園管理料を返還します。

(3) 霊園には、焼骨以外は埋蔵することはできません。

(4) 霊園使用権の譲渡、転貸はできません。

(5) 焼骨を埋蔵するまでに、納骨施設及び使用する区画を明示するための囲障（高さ1m以内）を設けていただきます。

(6) 区画に墓碑等を設置する場合は、設備の種類、設置場所、寸法等について制限がありますので、「7 墓碑等の設置基準」を参照してください。

(7) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として霊園の使用許可を受けたかたの姓とします。

(8) 墓碑等の設置は、使用者の負担で施工してください。（工事期間は1ヶ月以内です。）

(9) 使用区画は、使用者の責任において除草清掃して清潔に使用し、他に迷惑を及ぼさないようにしてください。また、霊園の樹木が枯れてしまうため、除草剤は使用しないでください。

7 墓碑等の設置基準

設備の種類	設置基準	設備の種類	設置基準
墓碑	高さ3m以内	その他の設備	高さ3m以内
外柵（囲障）	高さ1m以内	樹木の植栽	高さ3m以内
備考	1 高さの基準面は、前通路面とします。 2 盛土の高さは、1m以内で囲障の高さを超えないものとします。 3 納骨施設及び囲障は、焼骨を埋蔵するまでに設けてください。 4 樹木の種類は、管理の容易なものとしてください。		

日立市東平霊園案内

霊園案内図



霊園への交通案内

- 1 自動車の場合
国道6号「国道245号線入口」交差点から平沢中学校方面へ進んでください。
- 2 バスの場合
日立駅中央口から出て、「銀行前」経由のバスに乗車し、「銀行前」で下車後、バス停から、徒歩約15分です。
- 3 タクシーの場合
日立駅中央口から約10分です。

お問い合わせ先 日立市 環境推進課 衛生管理係
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
電話 0294-22-3111 内線542・543
IP電話 050-5528-5067(直通)
E-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

当月1日現在の墓所の空き状況はこちらから

